

議会改革に関する引き続き検討すべき事項

令和7年度 議会改革特別委員会における調査・検討結果に係る引き続き検討すべき事項

下記事項について、引き続き検討すべきと考えるが、検討する会議体（議会運営委員会等）については、改めて然るべき場で検討すべきと考える。

1 ハラスメントに関する第三者委員会の設置

令和7年度の本委員会での検討事項「ハラスメント相談窓口の設置」において、意見として提案されたもので、ハラスメント相談窓口の設置とは直接的に関係しないことから、引き続き検討すべき事項とした。

墨田区議会議員の政治倫理に関する条例と密接に関係する事項であることから、同条例の改正等も含め、「第三者委員会の設置」の是非等について検討すること。

なお、本件を検討するに当たっては、本委員会が実施すべきとした「ハラスメント実態調査」を議会として実施した場合、その調査結果等を精査した上で検討すること。

2 ハラスメントに関する条例や指針の策定

令和7年度の本委員会での検討事項「ハラスメント相談窓口の設置」において、意見として提案されたもので、ハラスメント相談窓口の設置とは直接的に関係しないことから、引き続き検討すべき事項とした。

墨田区議会議員の政治倫理に関する条例と密接に関係する事項であることから、同条例の改正等も含め、ハラスメントに関する条例及び指針の策定の是非等を検討すること。

なお、本件を検討するに当たっては、本委員会が実施すべきとした「ハラスメント実態調査」を議会として実施した場合、その調査結果等を精査した上で検討すること。